

船舶事故調査報告書

平成28年5月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年1月24日 05時00分ごろ
発生場所	愛媛県大洲市長浜港 長浜港北防波堤灯台から真方位109°250m付近 (概位 北緯33°37.1′ 東経132°29.6′)
事故の概要	貨物船兼砂利運搬船第十一住吉丸は、離岸操船中、消波ブロックに乗り揚げた。 第十一住吉丸は、船底に凹損及び亀裂等を生じた。
事故調査の経過	平成28年1月25日、調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船兼砂利運搬船 第十一住吉丸、491トン 134566、株式会社住吉
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海） 機関長、五級（機関）
負傷者	なし
損傷	船底に凹損及び亀裂等、プロペラに曲損
気象・海象	気象：天気 雪、風向 北西、風速 約10m/s、視界 不良 海象：波高 約2m 大洲市には、23日04時26分に波浪注意報が、18時37分に風雪注意報が発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長及び機関長ほか3人が乗り組み、海砂約1,200tを積載し、長浜港晴海岸壁に船首を南東方に向け、入船左舷着けの係留状態から離岸を開始した。 本船は、船長の操船指揮の下、機関長が機関操作を行い、機関を後進として岸壁から離れたので、左回頭をしようとして機関を前進としたところ、左舷後方から波高約2mの風浪を受け、荷崩れを起こして左舷側に約10°傾き、操船困難な状態となった。 本船は、機関を中立とした状態で、北西からの強風と風浪により圧流され、約1ノットの対地速力で、晴海岸壁南西側に敷設された消波ブロックに乗り揚げた。 本船の喫水は、船首が約3.5m、船尾が約4.0mであった。 機関長は、強風と風浪が弱まるまで出港を待てばよかったと本事故後に思った。
分析	本船は、風速約10m/sの北西風及び北西から波高約2mの風浪を船尾に受けて離岸操船中、荷崩れを起こして左舷側に約10°傾き、

	<p>操船困難な状態となったことから、強風及び風浪により圧流され、晴海岸壁南西側に敷設された消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、北西風及び北西からの風浪を船尾に受けて離岸操船中、荷崩れを起こして左舷側に傾き、操船困難な状態となったため、強風及び風浪により圧流され、晴海岸壁南西側に敷設された消波ブロックに乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荒天が予想される場合、堪航性を考慮し早めに避難するなり、出港を見合わせる事。